

所属所別の特定健康診査受診率について

(令和元年5月集計時点)

平成30年度の所属所別の特定健康診査受診率について、令和元年5月時点において集計した結果を下記のとおりお知らせいたします。

特定健康診査は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、糖尿病や高脂血症などの生活習慣病の発症や重症化の予防を目的としています。生活習慣病の多くは罹患しても自覚症状がないまま進行し、突然発症してしまいます。また、重症化すると身体的・経済的にも大きな負担となってしまう、これらのことから特定健康診査はみなさま方にとってとても重要なものであるといえます。

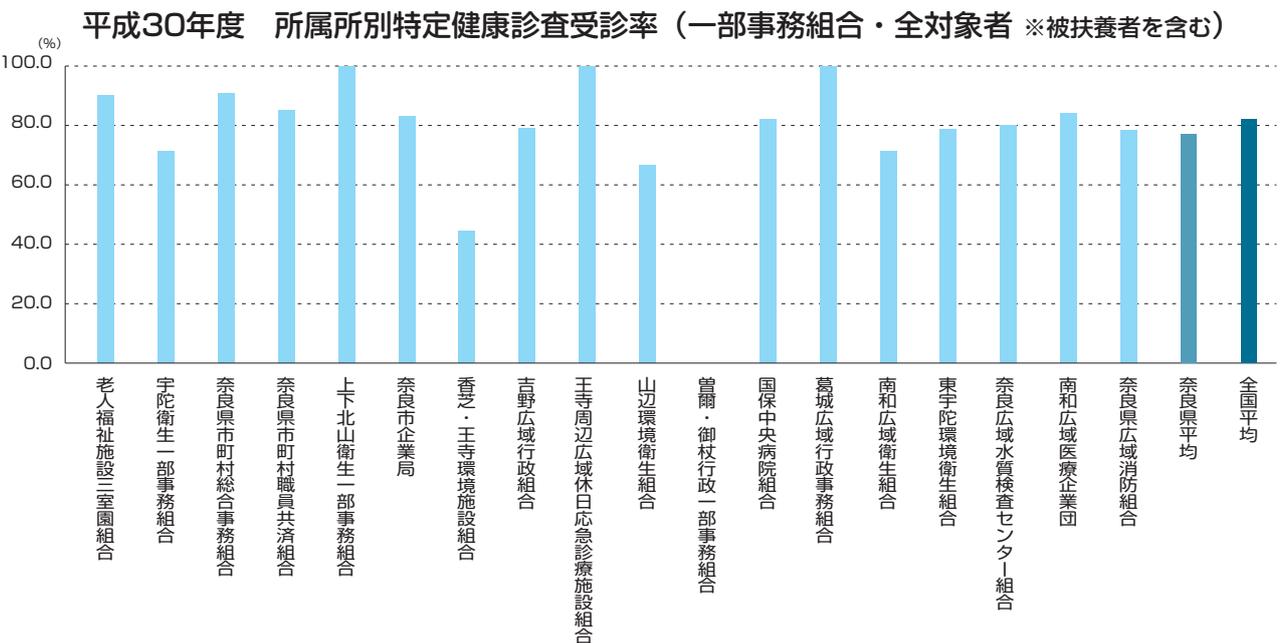
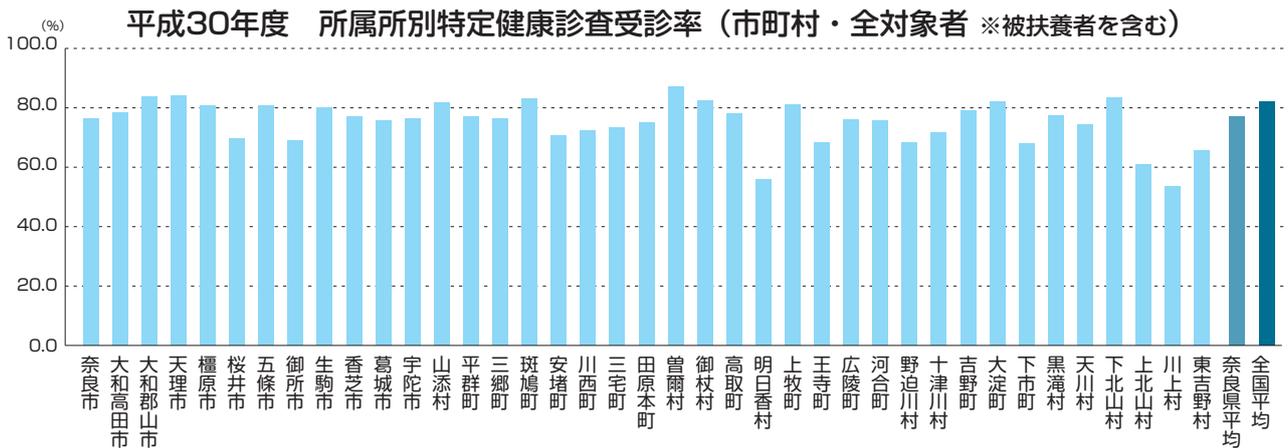
また、昨年度より特定健康診査等の受診率等によって、医療保険者として国に拠出する後期高齢者支援金にも加算・減算の判定が行われることとなりました。

ご自身の健康保持増進及び本組合の短期給付財政の安定化のためにも、40歳以上75歳未満の対象者の方については、特定健康診査を必ず受診していただきますようご協力願います。

●特定健康診査の受診方法

組合員……①所属所の定期健康診断を受診、②人間ドックを受診

被扶養者……①特定健康診査受診券(共済組合発行)にて指定の医療機関にて受診、②人間ドックを受診、③全国巡回健診(共済組合助成事業)にて受診、④パート等の勤務者について、勤務先の事業所が行う健康診断を受診し、結果を共済組合へ提出



※全国平均の数値は平成29年度のものです。